臨又航時は行検臨検査時査	船舶の長さ（メートル）	5未満	5以上10未満	10以上20未満	20以上
	臨検回数１回につき（円）	5,600	6,400	7,600	9,500

備考　１　臨検回数は、１日につき４時間を超えない臨検時間をもつて１回とし、１日の臨検時間が４時間を超える場合は、これを２回として算出する。

２　臨時検査又は臨時航行検査の手数料の額は、当該検査が２回以上にわたる場合における手数料の合計額が当該船舶に係る定期検査の手数料の額に相当する額を超えるときは、当該定期検査の手数料の額に相当する額とする。

別表第１の４（第66条関係）　（略）

（小型船舶登録規則の一部改正）

第二条　小型船舶登録規則（平成十四年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表（第四十七条関係）

登録の種類、小型船舶の総トン数及び船舶の長さその他の事項		金額
一　新規登録	新規登録する小型船舶の総トン数が五トン未満であるもの	
	船舶の長さが三メートル未満であるもの	五千五百円
	船舶の長さが三メートル以上五メートル未満であるもの	七千九百円
	船舶の長さが五メートル以上であるもの	一万百円
	新規登録する小型船舶の総トン数が五トン以上十トン未満であるもの	一万七千三百円
	新規登録する小型船舶の総トン数が十トン以上十五トン未満であるもの	二万七百円
	新規登録する小型船舶の総トン数が十五トン以上二十トン未満であるもの	二万四千六百円
二　変更登録	法第六条第二項第一号、第五号又は第六号に掲げる事項の変更	四千円
	法第六条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更	
	変更登録する小型船舶の総トン数が五トン未満であるもの	四千九百五十円
	船舶の長さが三メートル未満であるもの	六千八百円
	船舶の長さが三メートル以上五メートル未満であるもの	
	船舶の長さが五メートル以上であるもの	八千五百円

改正前

別表（第四十七条関係）

登録の種類、小型船舶の総トン数及び船舶の長さその他の事項		金額
一　新規登録	新規登録する小型船舶の総トン数が五トン未満であるもの	
	船舶の長さが三メートル未満であるもの	四千九百円
	船舶の長さが三メートル以上五メートル未満であるもの	七千円
	船舶の長さが五メートル以上であるもの	八千九百円
	新規登録する小型船舶の総トン数が五トン以上十トン未満であるもの	一万五千三百円
	新規登録する小型船舶の総トン数が十トン以上十五トン未満であるもの	一万八千三百円
	新規登録する小型船舶の総トン数が十五トン以上二十トン未満であるもの	二万一千七百円
二　変更登録	法第六条第二項第一号、第五号又は第六号に掲げる事項の変更	三千五百五十円
	法第六条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更	
	変更登録する小型船舶の総トン数が五トン未満であるもの	四千三百五十円
	船舶の長さが三メートル未満であるもの	六千円
	船舶の長さが三メートル以上五メートル未満であるもの	
	船舶の長さが五メートル以上であるもの	七千五百円

別表第１の３（第66条関係）　（略）